第123号

建設業で働くみなさんを応援します

○編集·発行/一般社団法人北陸建設業協会 OTEL 076 (255) 2124 FAX 076 (231) 6305

- ○〒920-0041 石川県金沢市長田本町ホ8番地
- Ohttps://www.hokurikukenkyo.com/

#### 第123号の記事

- ②第24回理事会開催
- ②第25回理事会開催
- ③熱中症予防5月から対策強化
- ③経審改正案CCUS環境整備加点
- 4トータルサポートプラン・総合補償制度

# 外国人支援事業 4月より事業開始

「建設分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、 本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。」とする趣旨・目的のもと、建設業11職種について特 定技能外国人の受入れが可能となり、中小規模事業者をはじめとする建設事業者は若い外国人技能者を受入れて人手不足を補うことができる ようになりました。これを受けて当協会は外国人の技能者を受け入れるためのサポートをする「一般社団法人建設人材支援機構」を設立し、 4月から事業を開始しました。

特定技能外国人の受入れ企業は、特定技能外国人受入事業実施法人(一般社団法人建設技能人材機構:JAC)に直接又は間接的に加入する 必要があります。当機構はJACの正会員である一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会(全中連)の会員団体ですから、会員事業者の皆 さまはJACに間接的に加入していると認められます。

また、特定技能外国人を受入れる企業が行うべき各種の支援業務と公的手続きをワンストップで提供できる体制を整えましたのでご案内い たします。本事業の詳細については事務局(TEL.076-213-5441/担当:松原)までお問い合わせください。

### 手続きの流れ

#### 本事業を利用される事業所は、以下の手続きを行ってください。

#### 1. 提出書類について

- ·外国人技能者支援事業利用申込書(書式 外技第1-1)
- ·誓約書(書式 外技第1-2)
- ・現在事項全部証明書(法人のみ/3カ月以内に発行したもの)
- ・口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- ※以上の書類を郵送にて一般社団法人建設人材支援機構 ((一社)北陸建設業協会内) にお送りください。
- 2. 「会員証明書」の発行について
  - ・上記「提出書類」を確認した後、全中連の「会員証明書」をお送りいたします。
- 3. 留意事項について
  - ホームページ<https://www.kensetsu-jinzaishien.com>に掲載している次の資料をご確認の上、お申し込みください。
  - ・建設分野における新たな外国人材の受入れ(在留資格「特定技能」)
  - ・特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた建設業界共通行動規範
  - · 外国人技能者支援事業利用規約
  - ※外国人技能者を受入れた建設企業は、定められた「受入企業負担金」を納めなくてはなりません。
  - ※「受入企業負担金」の詳細および特定技能外国人に関して不明な点は、JACのホームページ<https://www.jac-skill.or.jp>をご参照くだ さい。

### 国保に加入しましょう

建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、内装、板金、電気など建設工事業に従事 している方が集まり設立した公的医療保険制度の一翼を担う公法人の国民健康保険組合です。

- 〇建設国保の保険料は業態と年齢によって決まります。所得と連動していません。
- 〇加入後、法人を設立しても年金事務所の承認を受ければ組合員資格を継続できます。
- ○建設国保の健康づくり事業

#### — 予防接種の補助 —

- ★インフルエンザ
- ★肺炎球菌感染症(65歳・70歳)< 1人2,500円を限度に実費 補助(年度中1回)

#### — 健診料の補助 —

- ★特定健診 40 歳以上無料(基本項目)
- ★健康診断 39歳以下の方
- 1人7,000円を限度に補助 ★オプション検査 支部主催の集団健診に限り

# 補助額を増額(年度中1回)

#### - 保養施設利用補助

1人5,000円を限度に補助 (年度中1回

・小学生以上が対象)



全国に約240件の

#### 〇その他の給付等

- ★組合員が入院したときの傷病手当金(1 日 **4,500** 円)※入院4日目から起算して最高90日間分支給※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★組合員が出産で仕事を休んだときの出産手当金(1日4,500円)※産前30日/産後60日まで最高90日間分支給※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★出産記念品贈呈(5,000円相当)

仕事仲間をご紹介ください

組織拡大運動実施中!

# 第24回全中連理事会開催

1月28日金、一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会(全中連)の第24回理事会において、上程した 議案、参議院議員岡田直樹氏(自由民主党)の全中連相談役就任と外国人技能者支援事業について、全理事・ 監事の賛成により承認されました。

#### ■参議院議員 岡田直樹氏(自民党)について

平成20年8月より国土交通大臣政務官、平成23年10月より参議院国土交通委員長、令和元年9月より内閣官房副長官に就任するなど、重要な役職を歴任するとともに、国土交通行政に高い見識を有し、現在は参議院自民党国会対策委員長の職にあります。

全国建設工事業国民健康保険組合の相談役を務めています。 石川県金沢市出身、59歳(本誌発行時点)。

#### ■外国人技能者支援事業について

JACの3月開催理事会において、JACの正会員に承認されることを前提として、令和4年度より本事業を開始します。

事業開始に伴い、全国規模で対応する登録支援機関の(株)ネ クストイノベーションとの業務提携を行いました。

これにより、特定技能外国人を受入れる企業に対して各種 の支援業務と公的手続きをワンストップで提供できる体制を 整えました。また、本事業を推進するに当たり事業名を外国人 技能者支援事業としました。



#### 岡田議員(秘書)に委嘱状を手渡す

2月10日(木)、金沢市鞍月の岡田直樹金沢事務所を訪れ、森理事長より議員秘書の丹後智浩氏(写真左)に当会相談役の委嘱状を手渡しました。

期間は令和4年4月1日から同6年3月31 日です。



# 外国人技能者支援事業4月より事業開始第25回全中連理事会開催

3月22日(火、全中連の第25回理事会において、令和4年度事業計画(案)と令和4年度の予算(案)、次期(第3期)役員となる理事・監事の選任などの議案が上程され、承認されました。

令和4年度の会議については、定時社員総会は5月27日金に開催し、その席上において全中連模範的な優秀技能者表彰の表彰式を実施すること、西日本ブロック会議(10月14日開催)と東日本ブロック会議(10月21日開催)の日程が決まりました。組織拡充に関しては、2月1日付で一般社団法人建設人材支援機構(石川県)が第2種賛助会員として加入したこと、賛助会員が77社にまで増えたことが報告されました。また、令和4年度からは、北海道中小建設業福利厚生組合と三重県建設業組合が正会員として加入することが承認され、正会員数は15団体となりました。事業の強靭化については、新有道弁護士(あたらし法律事務所:東京都新宿区四谷)が4月より顧問弁護士として就任することが報告されました。

建設キャリアアップシステムの代理登録申請については、これまでは同システムの普及を念頭に技能者登録の代理申請事務手数料を低減して登録の促進を図ってまいりましたが、一定の成果は達成したとの見解から、4月1日の新規受付より1人当たりの事務手数料を1万円に設定することが決まりました。また、国土交通省からの勧めにより建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会に加入することについても報告されました。

令和4年度の新たな事業として、3月2日に一般社団法人建設技能人材機構(JAC)の正会員加盟承認を受けたことにより4月1日から外国人技能者支援事業を開始するため、外国人技能者の受入企業負担金の収納代行業務や諸手続きなどの準備を進めていることが報告されました。

新たな保険制度として、業務中・業務外において国内外を問わず、病気またはケガにより就業不能となった場合に所得補償保険金を受取る「全中連所得補償サポートプラン」(引受保険会社/損害保険ジャパン)については、8月1日の補償開始に向けて準備を進めているとの報告がありました。また、工事補償の「全中連トータルサポートプラン」とグループ損害保険の「全中連総合補償制度」についても一層の周知・促進を図ることとしました。

令和4年度においては、労務安全等に関する啓発・教育講習、並びに職長・安全衛生責任者教育講習を推進するとともに、ホームページの 一層の充実を図ることとしました。

## 建設業許可票 会員特別価格で販売中

一般販売価格

会員特別価格

19,800円 (税込み)

17,600円 (税込み)

屋内掲示用と屋外掲示用の金看板と銀看板をそろえています。

<例>屋内掲示用(金看板・銀看板とも)

- ・材 質:ステンレス製 ・サイズ:H370ミリ×W520ミリ×D20ミリ
- ・字 体:丸ゴシック体 ・特 徴:5年毎の更新に対応する印刷シート仕上げ

詳しくは(株)健康企画(076-214-7082)までお問合せください。

	建設								
商号又は名称	;	株式会	社 石		工業				
代表者の氏名	H	表取締	役:	金 沢	太良	ß			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた建設業	許	可	番	号	許	可年	月	8
一般建設業	建築工事業	石川県知事	許可(般	-2)第1	2345号	令和	2 年1	0月	18
			許可(	- )第	号	令和	年	月	E
			許可(	- )第	号	令和	年	月	E

# 熱中症予防5月から対策強化 厚労省

厚生労働省は、職場における熱中症\*1予防対策を徹底するため、5月から9月まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。夏季の高所作業などは熱中症による墜落・転落災害の発生リスクにつながる恐れがあります。

#### ■ STOP!熱中症 クールワークキャンペーンの概要

厚生労働省は労働災害防止団体等と連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイト<neccyusho.mhlw.go.jp>を運営します。

周知・啓発にあたっては、熱中症発生時に速やかに適切な対応を行うために必要な「初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備」、 熱中症の発症リスクの高い作業者に対応するために必要な「暑熱順化が不足している\*\*2と考えられる者の把握」、熱中症を発生させないために必要な「WBGT値\*\*3の実測とその結果を踏まえた対策の実施」について重点的に呼びかけます。

#### ■ 令和3年職場における熱中症による死傷災害の発生状況(速報値)

令和3年の速報値では、死亡を含む休業4日以上の死傷者数は547人、うち死亡者数は20人となっています。業種別にみると、死傷者数については全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は「建設業」「商業」の順に多く、被災者の救急搬送が遅れた事例が見られます。入職直後や夏休み明けで暑熱順化が不十分とみられる事例(死亡災害20件中9件)や、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例(死亡災害20件中、日頃からWBGT値を実測していたことが確認された事例は5件のみ)なども含まれています。

#### ※1 熱中症とは

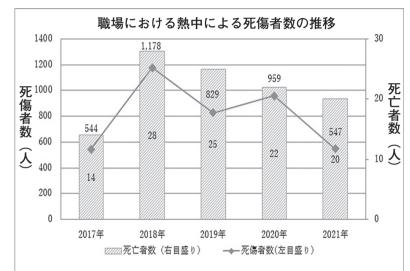
高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

#### ※2 暑熱順化の不足とは

暑熱環境下での作業に体温調節や循環機能が慣れていないこと。

#### ※3 WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。



### 経審改正案CCUS環境整備を加点 国交省 CCUS環境整備を加点/担い手確保・育成へ元請取組み評価

国土交通省は中央建設業審議会の総会で、担い手の育成・確保を促進するため、新たに建設キャリアアップシステム(CCUS)の導入状況を評価する経営事項審査の改正案を示しました。元請けとしてカードリーダー設置など就業履歴を蓄積できる環境を整備することで加点対象となります。6月に改正内容を公布し、2023年1月の施行を予定しています。

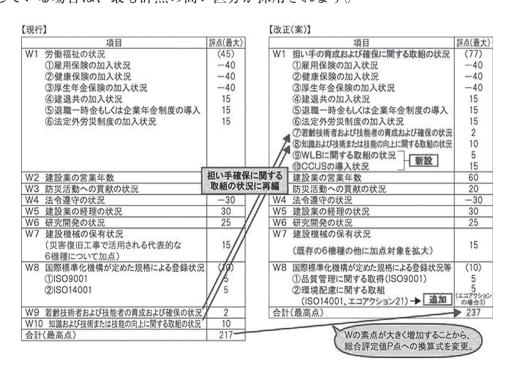
CCUSの評価は、現場登録やカードリーダーの設置等により、現場に従事する技能者が就業履歴を蓄積できる環境を整備した元請企業が対象となります。直近の事業年度に施工したすべての建設工事で環境を整備し、実際に就労履歴が蓄積された場合は15点加点され、すべての公共工事(元請工事)で実施した場合は10点加点されます。技能者がCCUSで就業実績を蓄積するには、現場の元請企業による現場登録やカードリーダー設置、現場利用料の支払いなどが必要であり、導入企業は処遇改善に相応の役割を果たしていると判断できることから評価の対象としました。加点を受ける企業は要件に該当する旨の誓約書の提出が必須で、抽出調査などによって虚偽申請が明らかになった場合には建設業法に基づく営業停止などの処分が科されます。

担い手確保の観点からは、ワーク・ライフ・バランス(WLB)の評価項目も新設されました。子育て支援に取り組む企業を認定する「くるみん認定」や女性活躍の促進状況が優良な企業が得られる「えるぼし認定」、若者の採用・育成に積極的な企業が対象の「ユースエール認定」の取得状況に応じて $3\sim5$ 点加点されます。複数の認定を取得している場合は、最も評点の高い区分が採用されます。

建設業の災害対応力の強化の観点からは、既に加点を受けている6機種以外の災害対応で活躍している建設機械を加点対象に追加します。①ロードローラや振動ローラなど締固め用機械、②ブレーカや解体用つかみ機など解体用機械、③高所作業車、④土砂の運搬が可能なすべてのダンプの4機種が新たに対象となります。

政府全体として取り組む環境配慮では、加点対象となる認証を増やします。現状、評価を受けることができる「ISO14001」に加え、複数の都道府県の競争参加資格審査で加点されている「エコアクション21」が追加されます。評点は3点とし、両方の認証を得ている場合は「ISO14001」の5点で評価されます。

今回の改正により、経審全体の総合評定値Pに占める「その他の審査項目(社会性等、W)」の割合が増加するため、Wの素点に乗じる係数を現行の「200分の1900」から「200分の1750」に変更されます。



### 施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 全中連トータルサポートプラン

建設工事28業種が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生する様々な事故・災害への補償を行うとともに、経営の安定をサポートする保険です。連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、様々なリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として全国の会員事業者に広く利用されています。

#### 選べる3つのサポート

. —	•			
第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>				
基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がケガをした、誤って壁に穴をあけてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。			
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。			
保険金額	1事故あたりの支払限度額は、「1億円」または「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)			
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の損壊に対する補償」が追加できます。			

#### 工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

- ●火災・台風・作業ミス等(自然災害・人的災害)、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。 例:強風で足場が崩れて建設中の建物のガラスを破損した。溶接の火花が燃え移り壁体を残して全焼した等
- ●工事現場における荷卸し開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
- ●工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建物及び収容されている什器・ 備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
- ●工事用材料・工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による搬送中も補償します。

#### 傷害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

- ●業務中にケガ等を被った場合、貴社が災害補償規程等に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災の認定に 関係なくお支払いします。
- ①事業者用プラン:役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員 (アルバイト)・下請負人及びその構成員 (派遣社員は含みません)、 親族が従業員の場合も含みます。※経営審査事項 (W1) で15ポイントの加点が可能です。
- ②一人親方用プラン:一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者、事業者用プランの対象とならない方。

### ケガ休業・病気入院をカバーする 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんが入るグループ傷害保険で、団体契約ならではのスケールメリットを適用した割安な掛金になっていますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

### ケガによる休業を24時間補償(仕事中・プライベート・地震によるケガ等も)する**くケガ休業プラン>**

#### ■補償概要

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- ①休 業 療 養 保 険 金:就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- ②手 術 療 養 保 険 金:休業療養保険金が支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- ③入 院 療 養 一 時 金:休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上の入院日数が通算8日以上になった時にお支払い
- ④長期休業療養一時金:休業療養保険金が支払われる場合で、30日間連続して就業不可で31日目も就業不能が継続している時にお支払い
- ⑤死 亡 保 険 金:事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられた時にお支払い
- ⑥後 遺 障 害 保 険 金:事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残った時に障害の程度に応じてお支払い ※フルタイム補償特約により、業務中及び業務中以外(日常生活・休暇)のケガも補償します。
  - ※地震・噴火・津波危険補償特約:地震や噴火、津波が原因でケガをしたときも保険金をお支払いします。
  - ※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

### 告知(医師の診断)不要で加入できる 〈病気入院プラン〉

#### ■補償概要

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払い

- ・業務による症状補償特約により、業務に起因して生じた症状(熱射病・日射病等)も保険金をお支払いします。
- ・新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

#### ■掛金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い(約9%安くなっています)があります。

#### ■申込みについて

- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業+病気入院プランについては2名以上の加入が必要です(事業所全員の加入が必要です)。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。ケガ休業+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。

事業所の福利厚生として 充実補償の"ケガ休業+病気入院プラン"を ご検討ください 病気入院プランのみの加入はできません